群馬労働局

Press Release

厚生労働省群馬労働局発表 令和7年10月29日

【照会先】

群馬労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 西谷 慶子 関口 萌音

(代表電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

くるみん・えるぼし 8法人を認定!

~11 月 5 日、11 月 7 日に認定通知書交付式を開催します ~

群馬労働局(局長 上野 康博)では、次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定企業として、 株式会社アイ・ディー・エー、サンヴァーテックス株式会社、一般財団法人榛名荘、株式会社ティーネ **ットエンタープライズ、社会福祉法人広済会、カネコ種苗株式会社、東亜工業株式会社**を認定し、女性 活躍推進法に基づくえるぼし認定企業として、株式会社スカワ、社会福祉法人広済会を認定しました。 認定通知書交付式を以下のとおり行いますので、当日の取材をお願いいたします。

11月5日(水)14:00~

会場:前橋地方合同庁舎1階共用会議室(前橋市大手町2丁目3番1号)

くるみん認定(新基準)

くるみん認定(新基準)

くるみん認定

くるみん認定

株式会社アイ・ディー・エー

サンヴァーテックス株式会社

一般財団法人榛名荘

株式会社ティーネット エンタープライズ









11月7日(金)11:00~

会場:前橋地方合同庁舎1階共用会議室(前橋市大手町2丁目3番1号)

えるぼし認定

株式会社スカワ

くるみん認定(新基準) えるぼし認定 社会福祉法人広済会

くるみん認定(新基準) カネコ種苗株式会社

くるみん認定(新基準)

東亜工業株式会社









※取材いただける場合は、前開庁日 12:00 までに担当(西谷又は関口)あて御連絡ください。

株式会社アイ・ディー・エー(高崎市)

代表取締役 今井 久登 氏

●主たる事業:建設コンサルタント

● 労働者数: 455人(男性408人、女性47人)



【仕事と子育ての両立支援に関する取組】

★新基準(令和7年4月1日付け改正)での認定

★計画期間 令和5年3月1日~令和7年3月31日

●計画期間中に達成した目標

①始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げについて、より利用しやすい制度を導入する。

(対象:「3歳に満たない子」→「小学校就学前の子」への変更)

- …令和5年4月1日、育児・介護休業規程を改定し、始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ制度の対象者を小学校就 学前の子を養育する従業員に拡大した。
- ②年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施継続

(夏季・冬季3日ずつの年休計画付与の実施)

…夏季・冬季3日ずつの計画年休制度を導入した。

●育児休業取得率 ※実績を両立支援のひろばで公表済み

男性…37% (計画期間中に配偶者が出産した男性8名、育児休業を取得した男性3名)

女性…300% (計画期間中に出産した女性1名、育児休業を取得した女性3名)

※育児休業の対象となる女性有期雇用労働者なし

●時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

- ①フルタイム労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 30 時間未満(月平均 12.2 時間)
- ②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0名

働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

年次有給休暇の取得の促進のための措置

…夏季・冬季3日ずつの計画年休制度を導入しており、取得予定日を一覧表で管理しつつ、年次有給休暇の取得を促進した。

サンヴァーテックス株式会社 (高崎市)

代表取締役 芦谷 典子 氏

●主たる事業:労働者派遣

● 労働者数:1,487人(男性699人、女性788人)



【仕事と子育ての両立支援に関する取組】 ★新基準(令和7年4月1日付け改正)での認定

★計画期間 令和5年4月1日~令和7年3月31日

●計画期間中に達成した目標

- ①産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。
 - …令和5年10月11日及び令和6年10月1日、全従業員に対し、「産前産後休業・育児休業制度について」資料をメールにより配信した。また、令和5年5月29日及び令和6年9月20日に人材部門の労働者を中心に育児・介護休業法の制度等について研修を実施した。
- ②計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を30%以上にすること

…計画期間内の取得率:107%

(計画期間内の育児休業取得者:15人 / 配偶者が出産した男性労働者:14人)

●育児休業取得率 ※実績を両立支援のひろばで公表済み

男性…107%(計画期間中に配偶者が出産した男性 14 人、育児休業を取得した男性 15 人)

女性…108%(計画期間中に出産した女性 24 人、育児休業を取得した女性 26 人)

女性(有期雇用)…125%(計画期間中に出産した女性4人、育児休業を取得した女性5人)

- ●時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績
 - ①フルタイム労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月30時間未満(月平均23.2時間)
 - ②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0名

●働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

年次有給休暇の取得促進

…年次有給休暇の取得状況を月1回確認し、取得が進まない社員のフォローを実施している。

一般財団法人榛名荘(高崎市)

理事長 笛木 敬介 氏

●主たる事業:医療業

●労働者数:520人(男性152人、女性368人)



【仕事と子育ての両立支援に関する取組】

★計画期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日

●計画期間中に達成した目標

- ①男性の育児休業取得を促進し、期間内に男性育児休業取得者を出す。
- …計画期間内における男性の育児休業取得者:10名 男性の平均取得日数:56日
- ②産前産後休業や育児休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
 - ※目標2の取り組みは、令和4年4月の法改正により義務化されたため審査対象外。
- ●育児休業取得率 ※実績を両立支援のひろばで公表済み

男性…50% (計画期間中に配偶者が出産した男性 20 人、育児休業を取得した男性 10 人)

女性…100% (計画期間中に出産した女性 44 人、育児休業を取得した女性 44 人)

●時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

- ①フルタイム労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 45 時間未満 (月平均 4.7 時間)
- ②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0名

●働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

所定外労働削減のための措置

…変更前の行動計画において「所定外労働時間を従業員 1 名あたり、年間 300 時間未満とする」目標を定めて周知し、 衛生委員会では各部門における時間外労働の状況を分析する等、時間外労働削減のための措置を実施した。

株式会社ティーネットエンタープライズ(前橋市)

代表取締役 圓岡 孝文 氏

●主たる事業:広告事業、介護事業

●労働者数:147人(男性27人、女性120人)



【仕事と子育ての両立支援に関する取組】

★計画期間 令和4年12月1日~令和7年6月30日

●計画期間中に達成した目標

- ①妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供および相談体制強 化および窓口設置
 - …労働者に対し、育児休業等制度利用者に関してハラスメントや不利益取扱いを禁止する事業主の方針を示すととも に、相談窓口を周知した。また、本人や配偶者の妊娠報告を受けた場合に、妊娠中の健康確保や出産後の制度利 用に関する意向を確認するための面談を実施した。
- ②ノー残業デーを設置し、従業員が家族と過ごす時間等がとれるような環境づくりに努めてます
 - …毎週火曜日をノー残業デーに設定し、通達文書を労働者にメール送信するとともに、「ノー残業デー」推進のチラシを 掲示して従業員が家族と過ごす時間等がとれるような職場環境づくりに努めた。
- ●育児休業取得率 ※実績を両立支援のひろばで公表済み

男性…100%(計画期間中に配偶者が出産した男性1人、育児休業を取得した男性1人)

女性…100%(計画期間中に出産した女性4人、育児休業を取得した女性4人)

- ●時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績
 - ①フルタイム労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 45 時間未満(月平均 0.5 時間)
 - ②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0名

働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

所定外労働削減のための措置

…毎週火曜日を「ノー残業デー」に設定し、所定外労働の削減を図っている。

株式会社スカワ(高崎市)

代表取締役 須川 光一 氏

●主たる事業:建設業

● 労働者数:12人(男性3人、女性9人)



【認定基準に係る評価項目の達成状況】

- **1 採用:**次の(1)と(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。
 - ※ 直近3事業年度の平均した、雇用管理区分ごとの「採用における女性の競争倍率×0.8」が、 男性の競争倍率よりも低いこと。
 - (2) 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること。
 - ① 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。
 - ② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。
 - ※ 正社員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる。

【達成状況】

上記(2)で算出

- ①正社員に占める女性労働者の割合は66.7%であり、産業平均値(建設業)の14.8%以上である。
- ②正社員に基幹的な雇用管理区分を設定していない
- **2 継続就業:** (1) 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。
 - ①「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が、 雇用管理区分ごとに7割以上であること。
 - ② 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が、雇用管理区分ごと に8割以上であること。
 - ※継続雇用割合とは、「 $9\sim11$ 事業年度前に採用した労働者で現在雇用している人数」 \div 「 $9\sim11$ 事業年度前に採用した労働者の人数」
 - (2)上記(1)を算出することができない場合は、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。

【達成状況】

上記(2)で算出

女性労働者の平均勤続年数について、2年以上連続して実績が改善している。

R3年9月~R4年8月(51期)…5.5年

R4年9月~R5年8月(52期)…6.5年

R5年9月~R6年8月(53期)…7.5年

3 労働時間等の働き方: 雇用管理区分ごとの労働者の、法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること。

【達成状況】

全ての月において 45 時間未満である。

月平均は正社員:29.5時間、無期雇用パート:0時間

- **4 管理職比率:**次の(1)と(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が、産業ごとの平均値以上であること。
 - (2) 直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した者の割合」÷「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した者の割合」が8割以上であること。

【達成状況】

上記(1)で算出

直近の事業年度における、管理職に占める女性労働者の割合は 100%であり、産業平均値(建設業)の 4.1% 以上である。

- 5 多様なキャリアコース: 直近の3事業年度において、以下の2項目以上(中小企業は1項目以上)の 実績を有すること
 - ア 女性の非正社員から正社員への転換
 - イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
 - ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
 - エ おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用

【達成状況】

直近の3事業年度において、「エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用」の実績が1人である。

社会福祉法人広済会 (桐生市)

理事長 石倉 信男 氏

●主たる事業:医療・福祉

● 労働者数:125人(男性58人、女性67人)



【仕事と子育ての両立支援に関する取組】 ★新基準(令和7年4月1日付け改正)での認定

★計画期間 令和4年8月1日~令和7年3月31日

●計画期間中に達成した目標

- ①令和7年3月31日までに、育児休業取得者に対する復帰支援を実施する。
- …妊娠した女性労働者に対し、育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき業務内容の見直しや引継ぎを行うととも
- に、休業中においては、復職後の働き方の意向確認や制度説明、職場の情報発信等を行った。
- ②令和7年3月31日までに、子を持つ職員などすべての職員が働きやすい特定正職員制度を導入する
- …令和 5 年 11 月 1 日、介護職に従事する正職員を対象に、育児や介護等により夜間・土日勤務が困難となった場合、所定労働時間を変更せず、本人の希望に応じて勤務形態を変更できる「特定正職員制度」を導入した。
- **育児休業取得率** ※実績を両立支援のひろばで公表済み

男性…83%(計画期間中に配偶者が出産した男性6人、育児休業を取得した男性5人)

女性…100%(計画期間中に出産した女性1人、育児休業を取得した女性1人)

●時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

- ①フルタイム労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 30 時間未満 (月平均 0.8 時間)
- ②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0名

●働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

年次有給休暇の取得促進

…令和4年4月1日に策定した女性活躍推進法に基づく行動計画において、「令和8年度における法人全体での有給 休暇取得率を令和3年度に対し5%UPする」という目標を定めて周知した他、管理者による働きかけを実施し、年 次有給休暇の取得を促進している。

社会福祉法人広済会 (桐生市)

理事長 石倉 信男 氏

●主たる事業: 医療・福祉

● 労働者数:125人(男性58人、女性67人)



【認定基準に係る評価項目の達成状況】

- **1 採用:**次の(1)と(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。
 - ※ 直近3事業年度の平均した、雇用管理区分ごとの「採用における女性の競争倍率×0.8」が、 男性の競争倍率よりも低いこと。
 - (2) 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること。
 - ① 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。
 - ② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。
 - ※ 正社員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる。

【達成状況】

上記(2)で算出

- ①正社員に占める女性労働者の割合は49.4%であり、40%以上である。
 - ※産業平均値が40%を超える場合、算出結果が40%を超えれば基準を満たす。(医療、福祉:68.7%)
- 2 継続就業: (1) 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。
 - ① 「女性労働者の平均継続勤務年数」:「男性労働者の平均継続勤務年数」が、雇用管理 区分ごとに7割以上であること。
 - ② 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が、雇用管理区分ごと に8割以上であること。
 - ※継続雇用割合とは、「 $9\sim11$ 事業年度前に採用した労働者で現在雇用している人数」 \div 「 $9\sim11$ 事業年度前に採用した労働者の人数」
 - (2)上記(1)を算出することができない場合は、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。

【達成状況】

上記(1)①で算出

正社員について「女性労働者の平均継続勤務年数(10.74年)」÷「男性労働者の平均継続勤務年数(12.12年)」=0.89であり、基準値の7割以上である。

3 労働時間等の働き方: 雇用管理区分ごとの労働者の、法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること。

【達成状況】

全ての月において 45 時間未満である。

月平均は正規職員:0.8時間、非正規職員:0時間

- **4 管理職比率:**次の(1)と(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が、産業ごとの平均値以上であること。
 - (2) 直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した者の割合」÷「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した者の割合」が8割以上であること。

【達成状況】

上記(1)で算出

直近の事業年度における、管理職に占める女性労働者の割合は 57.1%であり、産業平均値(医療・福祉)の 45.5%を上回る。

- 5 多様なキャリアコース: 直近の3事業年度において、以下の2項目以上(中小企業は1項目以上)の 実績を有すること
 - ア 女性の非正社員から正社員への転換
 - イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
 - ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
 - エ おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用

【達成状況】

直近の3事業年度において、「ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用」の実績が2人、「エ おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用」の実績が3人である。

カネコ種苗株式会社(前橋市)

代表取締役社長 金子 昌彦 氏

●主たる事業:卸売業

●労働者数:787人(男性559人、女性228人)



【仕事と子育ての両立支援に関する取組】 ★新基準(令和7年4月1日付け改正)での認定

★計画期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日

●計画期間中に達成した目標

①育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員:取得率を7%以上にする。女性社員:取得率を95%以上にする。

- …計画期間における男性の育児休業取得率:31%、女性の育児休業取得率:105%
- ②年次有給休暇の取得率を60%以上にする。
 - …計画期間における年次有給休暇の取得率:62.6%
- ③全従業員に対し、育児休業・育児休業給付金などの諸制度を周知する。
 - …令和4年4月4日、全従業員に仕事と育児を両立するサポートを行う旨の文書を回覧し、諸制度の説明及び相談窓口の設置等について案内した。令和6年9月17日、全社経営会議において、管理職向けに育児休業、育児休業給付金、諸制度に関する説明及び勉強会を実施し、育児休業取得への積極的理解を示す場を設けた。

●育児休業取得率 ※実績を両立支援のひろばで公表済み

男性…31%(計画期間中に配偶者が出産した男性 63 人、育児休業を取得した男性 20 人)

女性…105% (計画期間中に出産した女性 20人、育児休業を取得した女性 21人)

女性(有期雇用)…100%(計画期間中に出産した女性1人、育児休業を取得した女性1人)

●時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

- ①フルタイム労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 30 時間未満 (月平均 3.8 時間)
- ②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0名

働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

年次有給休暇の取得促進

…行動計画において、年次有給休暇の取得率を60%以上とする目標を設定し、行動計画策定時の社内周知の他、 別途周知文書により年次有給休暇の取得を促進している。

東亜工業株式会社(太田市)

代表取締役社長 飯塚 慎一 氏

●主たる事業:輸送用機械器具製造業

●労働者数:1,327人(男性1,225人、女性102人)



【仕事と子育ての両立支援に関する取組】

★新基準(令和7年4月1日付け改正)での認定

★計画期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日

●計画期間中に達成した目標

- ①社員の育児休業取得を促進する。
- …令和 4 年 3 月 25 日に、管理職を対象として育児・介護休業についての講習を実施し、全従業員が閲覧可能なポータルサイトへ育休取得についての情報公開をし、社員の育児休業取得を促進した。
- ②働き方の見直しを行ない、時間外労働を削減する。
- …一人当たりの月平均時間外労働の実績は以下のとおり。 令和元年度…23.46 時間 令和6年度…20.04 時間
- ③年次有給休暇を取得しやすい環境をつくる。
- …令和 6 年 4 月 1 日より、年次有給休暇の年平均取得日数を 1 人当たり 6 日とする基準を定め、メール等により取得 実績を適宜共有したうえで 6 日以上の確実な取得を促した。
- ④地域の若年者の職業観を養うため、インターンシップを継続する。
- …令和7年3月17日から5日間にわたり、学生を対象としたインターンシップを実施した。
- 育児休業取得率 ※実績を両立支援のひろばで公表済み

男性…30% (計画期間中に配偶者が出産した男性 122 名、育児休業を取得した男性 37 名)

女性…125% (計画期間中に出産した女性 15 名、育児休業を取得した女性 12 名)

※育児休業の対象となる女性有期雇用労働者なし

●時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

- ①フルタイム労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 30 時間未満 (月平均 20.9 時間)
- ②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0名

働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

年次有給休暇の取得の促進のための措置

…法を上回る、年次有給休暇の年平均取得日数を1人当たり6日とする基準を定め、取得を促進している。

次世代育成支援対策推進の取組状況

1 一般事業主行動計画策定届出企業数及び届出率

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が101人以上の企業に対し、労働者の仕事と 子育ての両立支援や働き方の見直しに関する取組を記載した一般事業主行動計画を策定し、その行動計 画の公表及び労働者への周知を行い、その旨を都道府県労働局に届け出ることを義務付けている(100人 以下の企業は努力義務)。

(令和7年10月20日現在)

| | 管内企業数 | 行動計画策定 届出企業数 | 届出率 |
|------------------------|-------|-----------------|-------|
| 常時雇用労働者301人以上の企業 | 240社 | 235社 | 97.9% |
| 常時雇用労働者101人以上300人以下の企業 | 535社 | 507社 | 94.8% |
| 常時雇用労働者100人以下の企業 | _ | 743社 | _ |
| 合 計 | _ | 1,485社 | _ |

2 基準適合一般事業主認定企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の子育て支援等について「一般事業主行動計画」を策定し、 その計画目標を達成するなどの認定基準を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府 県労働局長へ委任)による認定(くるみん認定)をしている。

また、くるみん認定を受けた企業のうち、男性の育児休業取得率が50%以上などの特例認定基準を満たした場合、厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)による特例認定(プラチナくるみん認定)をしている。

(1) くるみん認定

令和7年10月20日現在、管内における認定企業は88社(うち、くるみんプラス認定企業2社)。



| | 認定企業数 |
|------------------------|-----------------------|
| 常時雇用労働者301人以上の企業 | 42社 |
| 常時雇用労働者101人以上300人以下の企業 | 27社 |
| 常時雇用労働者100人以下の企業 | 19社 (うち、〈るみんプラス2社) |
| 合 計 | 88社 |

(2) プラチナくるみん認定

令和7年10月20日現在、管内における特例認定企業は11社(うち、プラチナくるみんプラス認定企業3社)。



| | 認定企業数 |
|------------------------|-----------------------------|
| 常時雇用労働者301人以上の企業 | 9 社 (うち、プラチナくるみんプラス 3 社) |
| 常時雇用労働者101人以上300人以下の企業 | 0 社 |
| 常時雇用労働者101人以下の企業 | 2 社 |
| 合 計 | 11社 |

次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定基準(くるみん)

令和7年4月1日付けで認定基準が改正されました。

| No. | 認定基準 |
|-----|--|
| 1 | 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。 |
| 2 | 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。 |
| 3 | 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。 |
| 4 | 策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること。 |
| 5 | 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1)計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した割合が30%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 (2)計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて50%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表し、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。 ● 労働者数が300人以下の事業主の特例計画期間内に男性の育児休業等取得者または育児目的休暇利用者がいなかった場合でも、下記①~④のいずれかに該当すれば、基準を満たす。 ① 計画期間内に、子の看護等休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、当該取得実績を「両立支援のひろば」で公表していること。 ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該利用実績を「両立支援のひろば」で公表していること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業取得率が30%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。 ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者が |
| 6 | いること、かつ、当該利用実績を「両立支援のひろば」で公表していること。 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。 |
| 7 | 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしていること。 (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満であること。 (2) フルタイムの労働者のうち、25~39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。 (3) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。 |
| 8 | 次の①~③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① <u>男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置</u> ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 |
| 9 | 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。 |
| | |

次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定基準(プラチナくるみん)

令和7年4月1日付けで認定基準が改正されました。

| No. | 特例認定基準 |
|-----|---|
| 1~4 | くるみん認定基準1~4と同一 |
| | 次の(1)又は(2)のいずれかを満たしていること。 (1)計画期間において男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が <u>50%以上</u> であること。 (2)計画期間において男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて <u>70%以上</u> であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。 |
| 5 | ● 労働者数が300人以下の事業主の特例 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、下記①~④のいずれかに該当すれば、基準を満たす。 ① 計画期間内に、子の看護等休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。 ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が50%以上であること。 ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者 |
| 6 | がいること。 計画期間において、女性労働者及び育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取 得率が、それぞれ75%以上であること。 |
| 7 | くるみん認定基準 7と同一 |
| 8 | 次の①~③のすべての措置を実施しており、かつ、①又は②のうち、少なくとも一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。 ①男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 |
| 9 | 次の(1)又は(2)のいずれかを満たしていること。 (1)子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業中を含む) している者の割合が90%以上であること。 (2)子を出産した女性労働者及び、子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数 のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が70%以上であること。 |
| | ● 労働者数が300人以下の事業主の特例 計画期間中に(1)が90%未満かつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば、基準を満たす。 |
| 10 | 育児休業等をし、または育児を行う <u>労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで</u> 活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。 |
| 11 | くるみん認定基準 9 と同一 |

次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定基準(プラス)

- ●令和4年4月1日付けで新たに創設された認定制度です。
- ●プラス認定は、くるみん認定やプラチナくるみん認定に併せて申請することができます。
- 既にプラチナくるみん認定を受けている企業は、プラス認定基準を満たせば、プラチナくるみんプラス認定を受ける ことができます。

| No. | 認定基準 |
|-----|--|
| 1 | 次の①及び②の <u>制度(※)</u> を設けていること。 ①不妊治療のための休暇制度(不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度や、利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。) ②不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうち、いずれかの制度 ※ 制度の利用対象労働者については、性別、雇用形態に関わらず利用できるものであることが必要です。 |
| 2 | 不妊治療と仕事との両立に関する <u>方針(※1)</u> を示し、講じている措置の内容とともに社内に <u>周知(※2)</u> していること。 ※1 不妊治療と仕事の両立を具体的に推進・支援する内容であり、法人の代表者名で発信・周知することが必要です。 ※2 方針が掲載されている社内資料、リーフレット、自社のホームページなどが考えられ、自社の全ての労働者に周知されていることが必要です。 |
| 3 | 不妊治療と仕事との両立に関する <u>研修(※)</u> その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の 理解を促進するための取組を実施していること。 ※ 管理職、人事労務担当者、不妊治療を行う労働者、当該労働者の上司、同僚、部下等を含め 全ての労働者を対象とし、少なくとも年1回は実施していることが必要です。 |
| 4 | 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる <u>担当者(※)</u> を選任し、社内に周知していること。 ※ 自社の制度内容を不妊治療を受ける労働者に説明し、当該労働者の業務の調整などを行う役割を果たせる人を選任することが適切です。 |

女性活躍推進の取組状況

1 一般事業主行動計画策定届出企業数及び届出率

女性活躍推進法では、常時雇用する労働者が101人以上の企業に対し、自社の女性の活躍に関する 状況把握、数値目標を含む行動計画の策定、行動計画の公表及び労働者への周知、行動計画を策定し た旨の届出、女性の活躍に関する情報公表を義務付けている(100人以下の企業は努力義務)。

(令和7年10月20日現在)

| | 管内企業数 | 行動計画策定 届出企業数 | 届出率 |
|------------------------|-------|-----------------|-------|
| 常時雇用労働者301人以上の企業 | 240社 | 236社 | 98.3% |
| 常時雇用労働者101人以上300人以下の企業 | 535社 | 507社 | 94.8% |
| 常時雇用労働者100人以下の企業 | - | 113社 | ı |
| 合 計 | | 856社 | |

2 基準適合一般事業主認定企業

女性活躍推進法に基づき行動計画を策定した旨の届出等を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業について、厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)による認定(えるぼし認定)を行っている。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階ある。

また、えるぼし認定を受けた企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する 取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に、厚生労働大臣の認定(プラチナえ るぼし認定)をしている。

(1) えるぼし認定

令和7年10月20日現在、管内における認定企業は33社である(2段階目7社、3段階目26社)。





| | 認定企業数 |
|------------------|-------|
| 常時雇用労働者301人以上の企業 | 12社 |
| 常時雇用労働者300人以下の企業 | 21社 |
| 合 計 | 33社 |

(2)プラチナえるぼし認定

令和7年10月20日現在、管内における認定企業は1社である。



| | 認定企業数 |
|------------------|-------|
| 常時雇用労働者301人以上の企業 | 1社 |
| 常時雇用労働者300人以下の企業 | 0 社 |
| 合 計 | 1社 |

女性活躍推進法第9条に基づく認定基準(えるぼし認定)

1段階目



- ●以下の5つの基準のうち、1つ又は2つの基準を満たしていること
- ●満たさない基準については、当該基準に関連する取組を実施し、2年以上連続してその実績が改善していること
- ●上記の実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること

2段階目



- ●以下の5つの基準のうち、3つ又は4つの基準を満たしていること
- ●満たさない基準については、当該基準に関連する取組を実施し、2年以上連続してその実績が改善していること
- ●上記の実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること

3段階目



- ●以下の5つの基準の全てを満たしていること
- ◆上記の実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること

| 評価項目 | 基準値(実績値) |
|--------------------|---|
| 可侧织口 | _ : = : : : : : : : : : : : : : : : : : |
| 採用 | 次の(1)と(2)のいずれかに該当すること。 (1)男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度(※)であること。 ※『直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率」』×0.8が、『直近3事業年度の平均した 「採用における男性の競争倍率」』よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと(期間の定めのない労働契約を 締結することを目的とするものに限る)。 (2) 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること。 ①正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。 ②正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。 |
| 継続就業 | (1) 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。 ①「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ 7割以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る)。 ②「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に限る)。 (2) 上記(1)を算出できない場合は、直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。 |
| 労働時間等の 働き方 | 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。 「各月の対象労働者の(法定時間外労働+法定休日労働)の総時間数の合計」÷「対象労働者数」 < 45時間これにより難い場合は、 [「各月の対象労働者の総労働時間数の合計」—「各月の法定労働時間の合計 = (40×各月の日数÷7)×対象労働者数」] ÷「対象労働者数」 < 45時間 |
| 管理職 比率 | 次の(1)と(2)のいずれかに該当すること。 (1)管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること。 (2)『直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性 労働者の割合」』:『直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に 昇進した男性労働者の割合」』が8割以上であること。 |
| 多様な キャリア コース | 直近の3事業年度のうち、以下について大企業は2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業は1項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用 |

※ 上記の他、以下の基準を全て満たす必要があります。

事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと/策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと/認定取消又は辞退の日から3年を経過していること/職業安定法第5条の5第1項第3号の規定により、公共職業安定所等が求人の申込みを受理しないことがきる場合に該当しないこと。/女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。

女性活躍推進法第12条に基づく認定基準(プラチナえるぼし認定)

えるぼし認定を受けた事業主のうち、以下の基準を満たした場合に認定します(令和2年6月1日以降認定開始)。



- ●策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。
- ●男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任し、その選任状況を「女性の活躍推進 企業データベース」に毎年公表していること。
- ●以下の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- ●女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く)のうち、8項目以上を毎年 「女性の活躍推進企業データベース」に公表していること。

| 評価項目 | 基準値(実績値) |
|----------------|---|
| 採用 | えるぼし認定基準と同じ。 |
| 継続就業 | (1) 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。 ①「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとに それぞれ8割以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る)。 ②「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事 業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ 9割以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に 限る)。 (2)上記(1)を算出できない場合は、直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均 継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。 |
| 労働時間等の 働き方 | えるぼし認定基準と同じ。 |
| 管理職比率 | (1) 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が、産業ごとの平均値の1.5倍以上であること。ただし、1.5倍後の数字が、(2)15%以下の場合、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。(3)40%以上の場合、以下の①と②のいずれか大きい値以上であること。①正社員に占める女性比率の8割②40% |
| 多様な キャリアコース | えるぼし認定基準と同じ。 |

※ 上記の他、以下の基準を全て満たす必要があります。

- ・事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
- ・策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。
- ・雇用管理区分ごとに、労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと。
- ・プラチナえるぼし認定の申請より前に、一般事業主行動計画に定めた目標を、容易に達成できる目標に 変更していないこと。
- ・認定取消又は辞退の日から3年を経過していること。
- ・職業安定法第5条の5第1項第3号の規定により、公共職業安定所等が求人の申込みを受理しないことができる場合に該当しないこと。
- ・女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。

6 厚生労働省 群馬労働局

えるぼし・プラチナえるぼし認定

女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定します。

えるぼし認定は、「採用」「継続就業」「労働時間等 の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」 の5つの評価項目を満たす数に応じて3段階あります。 プラチナえるぼし認定は、えるぼし認定企業が、管理 職比率等について、上記より高い水準の評価項目を満 たし、自社の女性活躍に関する情報を8項目以上公表 する等の基準を満たす必要があります。









くるみん・プラチナくるみん認定 2

従業員の子育て支援に積極的な企業を認定します。

くるみん認定は、行動計画の目標を達成したこと、男 性の育児休業取得率30%以上、法定時間外・法定休 日労働時間の平均が月30時間未満、男性の育児休業 取得期間の延伸等に取り組んでいる等の基準を満たす 必要があります。

プラチナくるみん認定は、くるみん認定企業が、男性 の育児休業取得率50%以上、男性の育児休業取得期 間の延伸又は年次有給休暇の取得促進に係る数値目標 の達成等の基準を満たす必要があります。

※この他、不妊治療と仕事の両立に関する「プラス」 認定があります。



ユースエール認定 3

若者雇用促進法に基づき、優良な中小企業を認定します。

ユースエール認定は、人材育成方針及び教育訓練計画 の策定、直近3事業年度の新卒者などの正社員として 就職した人の定着状況、正社員の所定外労働時間の実 績、正社員の有給休暇の取得実績、男女労働者の育児 休業等の取得実績など、各種要件を満たす必要があり ます。



もにす認定 4

障害者雇用への取組が優良な中小企業を認定します。

もにす認定は、障害者雇用への取組、成果及び情報開 示について一定水準に達していること、法定雇用障害 者数以上の対象障害者を雇用していること等の基準を 満たす必要があります。





認定マークを商品や広告、求人票等で使用 してアピールすることができ、企業のイメージ アップや、優秀な人材の確保・採用に繋げる ことができます!

◆問合せ先◆

えるぼし認定、くるみん認定

【TEL】027-896-4739(雇用環境・均等室) ユースエール認定

【TEL】027-210-5007(職業安定部職業安定課) もにす認定

【TEL】027-210-5008(職業安定部職業対策課)



l えるぼし・プラチナえるぼし認定

認定基準の詳細

群馬労働局HP>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等関係 >女性活躍推進法特集ページ(厚生労働省HP)





えるぼし認定企業一覧



群馬県内の認定企業一覧

群馬労働局HP>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等室> 女性活躍推進法取組状況





2 くるみん・プラチナくるみん認定

認定基準の詳細

群馬労働局HP>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等関係 >くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークについて(厚生労働省HP)



くるみん認定企業一覧



群馬県内の認定企業一覧

群馬労働局HP>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等室> 次世代育成支援対策進法取組状況

3 ユースエール認定

認定基準の詳細・認定企業一覧

群馬労働局HP>県内の認定企業 (トップページ右側メニュー) >ユースエール認定企業一覧



ユースエール認定企業一覧



4 もにす認定

認定基準の詳細・認定企業一覧

群馬労働局HP>県内の認定企業(トップページ右側メニュー)>もにす認定企業のご案内



もにす認定企業一覧



★認定により、企業のイメージアップや、優秀な人材の確保・採用のほか、以下のメリットが期待できます!

●公共調達における加点評価等

各府省等が総合評価落札方式又は企画競争によって公共調達を実施する場合、認定企業などを加点評価するよう 定められました(※)。詳細は、公共調達を行う当該行政機関あてご確認ください。群馬労働局の公共調達(総合評価落札方式に限る)でも加点評価されます。また、日本政策金融公庫の低利融資対象となります。

※ もにす認定については、国の公共調達の加点対象となりませんが、地方公共団体の公共調達で加点対象となる場合があります。

●認定企業へのマッチング支援等

「ぐんま新卒応援ハローワーク」等で認定企業を積極的にPRします。また、労働局・ハローワークが開催する就職面接会等について積極的にご案内します。